

市川市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（抜粋）

昭和 28 年 6 月 2 日規則第 14 号

（管理職手当の支給）

第16条の 2 条例第23条の 3 第 1 項の規則で定める職員は、別表第 5 の職の欄に掲げる職を占める職員とする。

（職務加算の割合）

第18条の 2 の 2 条例第24条第 2 項及び第24条の 2 の 3 第 2 項に規定する規則で定める割合は、次のとおりとする。

給料表	職務の級	加算割合
一般給料表	9 級又は 8 級	100 分の 20
	7 級又は 6 級	100 分の 15
	5 級又は 4 級	100 分の 10
	3 級	100 分の 5
技能労務職給料表	5 級	100 分の 10
	4 級又は 3 級	100 分の 5

（勤勉手当の成績率）

第18条の 9 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を上限として、任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）が定めるものとする。

- （１） 地方公務員法第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 100 分の 165
- （２） 再任用職員 100 分の 45

別表第 5（第16条の 2、第16条の 3 関係）

組織	給料表	職務の級	職	管理職手当の額		管理職員特別勤務手当の額	
				再任用職員以外の職員	再任用職員	条例第23条の 4 第 1 項に規定する場合	条例第23条の 4 第 2 項に規定する場合
市長 部局 （本 庁機 関）	一般 給料 表	9 級	危機管理監、部長及び室長	101,500円	65,100円	10,000円	5,000円
			理事	90,800円	58,300円	9,000円	4,500円
		8 級	会計管理者、次長及び室長	84,900円	53,100円	9,000円	4,500円
			参事	79,900円	50,000円	8,000円	4,000円
		7 級	課長	75,500円	47,000円	8,000円	4,000円

			担当室長及び副参事	66,100円	41,100円	6,000円	3,000円
		6 級	主幹	57,900円	36,200円	5,000円	2,500円
市長 部局 (外 部機 関)	一般 給料 表	9 級	行徳支所長	101,500円	65,100円	10,000円	5,000円
			理事	90,800円	58,300円	9,000円	4,500円
		8 級	行徳支所次長	84,900円	53,100円	9,000円	4,500円
			参事	79,900円	50,000円	8,000円	4,000円
		7 級	課長、大柏出張所長、東山 魁夷記念館施設長、動植物 園長、市川駅行政サービス センター所長、クリーンセ ンター所長及び南行徳市民 センター所長	75,500円	47,000円	8,000円	4,000円
			担当室長、副参事及び八幡 市民会館長	66,100円	41,100円	6,000円	3,000円
		6 級	主幹、文学ミュージアム館 長、中央こども館長、保育 園長、身体障害者福祉セン ター所長、あおぞらキッズ 園長、明松園長、フォルテ 行徳所長、霊園管理事務所 長、斎場長、スポーツセン ター所長、塩浜市民体育館 長、勤労福祉センター所 長、消費生活センター所長 及び終末処理場長	57,900円	36,200円	5,000円	2,500円
議会 事務局	一般 給料 表	9 級	事務局長	101,500円	65,100円	10,000円	5,000円
		8 級	次長	84,900円	53,100円	9,000円	4,500円
			参事	79,900円	50,000円	8,000円	4,000円
		7 級	課長	75,500円	47,000円	8,000円	4,000円
		6 級	主幹	57,900円	36,200円	5,000円	2,500円
教育 委員 会 (事 務 局)	一般 給料 表	9 級	教育次長、部長及び室長	101,500円	65,100円	10,000円	5,000円
			理事	90,800円	58,300円	9,000円	4,500円
		8 級	次長及び室長	84,900円	53,100円	9,000円	4,500円
			参事	79,900円	50,000円	8,000円	4,000円
		7 級	課長	75,500円	47,000円	8,000円	4,000円
			担当室長及び副参事	66,100円	41,100円	6,000円	3,000円
		6 級	主幹	57,900円	36,200円	5,000円	2,500円
教育	一般	7 級	教育センター所長、中央図	75,500円	47,000円	8,000円	4,000円

委員会 (教育機関)	給料表		書館長及び考古博物館長				
			副参事及び公民館長	66,100円	41,100円	6,000円	3,000円
		6 級	主幹、幼稚園長、少年自然の家所長、行徳図書館長、信篤図書館長、南行徳図書館長、少年センター所長、歴史博物館長及び自然博物館長	57,900円	36,200円	5,000円	2,500円
選挙 管理 委員会 事務局	一般 給料表	8 級	事務局長	84,900円	53,100円	9,000円	4,500円
			参事	79,900円	50,000円	8,000円	4,000円
		7 級	次長	75,500円	47,000円	8,000円	4,000円
		6 級	主幹	57,900円	36,200円	5,000円	2,500円
監査 委員会 事務局	一般 給料表	8 級	事務局長	84,900円	53,100円	9,000円	4,500円
			参事	79,900円	50,000円	8,000円	4,000円
		7 級	次長	75,500円	47,000円	8,000円	4,000円
			副参事	66,100円	41,100円	6,000円	3,000円
		6 級	主幹	57,900円	36,200円	5,000円	2,500円
農業 委員会 事務局	一般 給料表	8 級	事務局長	84,900円	53,100円	9,000円	4,500円
			参事	79,900円	50,000円	8,000円	4,000円
		7 級	次長	75,500円	47,000円	8,000円	4,000円
		6 級	主幹	57,900円	36,200円	5,000円	2,500円
消防	一般 給料表	9 級	消防局長	101,500円	65,100円	10,000円	5,000円
		8 級	消防局次長	84,900円	53,100円	9,000円	4,500円
			参事及び署長	79,900円	50,000円	8,000円	4,000円
		7 級	課長及び副署長	75,500円	47,000円	8,000円	4,000円
			担当室長及び副参事	66,100円	41,100円	6,000円	3,000円
			主幹及び警備司令	61,300円	38,200円	5,000円	2,500円
		6 級	課長及び副署長	71,200円	44,600円	8,000円	4,000円
			担当室長及び副参事	62,300円	39,000円	6,000円	3,000円
			主幹及び警備司令	57,900円	36,200円	5,000円	2,500円